

新規ボランティアグループ応援助成金交付要綱

1. 目的

伊丹市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）は、市社協ボランティア基金を財源として、福祉分野で自主的なボランティア活動を行うボランティアグループ（以下「グループ」とする。）の活動の維持および活性化を図るために、グループの立ち上げに係る経費及びグループの運営・活動に係る経費の一部を助成する。

2. 対象グループ

対象となるグループは、市社協が設置する伊丹市ボランティア・市民活動センター（以下「センター」という。）に登録しており、グループ発足後、3年未満の団体とする。但し、次に当てはまる団体については、対象外とする。

- (1) グループに繰越金がある（使途が明確な場合は除く）。
- (2) 市および市社協等から財源補助(助成金など)が出ている。
- (3) 法人格をもつ団体。

3. 対象活動

対象となる活動は、原則として伊丹市内の福祉向上を目的とする活動とする。

4. 対象経費

助成対象経費は別表に定めるグループの立ち上げに係る経費及び運営・活動にかかる必要経費の一部とし、その内の2割は自己資金とする。但し、ボランティア・市民活動災害共済（ボランティア保険）、人件費、グループ内の親睦などの経費(飲食代など)、積立金、他施設・団体等への寄付金などは除く。

5. 助成額

助成額は、当該年度の予算の範囲内とし、助成限度額は1グループあたり30,000円以内とする。

6. 助成の制限

この要綱による助成金の交付は、1団体につき2回までとする。

7. 申請方法等

(1) 助成申請

「新規ボランティアグループ応援助成金申請書(様式1)」をセンターに申請する。

(2) 助成交付決定

助成申請を受けた市社協は、第三者の参画を得て組織する審査会による書類審査により決定し、「助成金交付決定通知書(様式2)」を通知する。

(3) 助成金の請求及び受領

助成金の交付決定通知を受けたグループは、「助成金交付請求書（様式3）」をセンターに提出する。請求書を受領した市社協は、請求書に記した銀行等口座に助成金を振込む。

(4) 助成活動報告

助成金の交付を受けたグループは、翌年4月30日までに市社協へ「新規ボランティアグループ応援助成金報告書（様式4）」をセンターに提出する。

8. 助成金交付決定の変更

助成金交付決定を受けたグループにおいて、申請時の活動内容等に変更が生じた場合は、すみやかにその旨を市社協に報告し協議するものとする。

9. 助成金の交付取消等

市社協は、助成金の交付を受けたグループが、次のいずれかに該当した場合は助成決定を取消し、すでに交付された助成金の全額もしくは一部の返還を求めることができる。

- (1) 前条の事態が生じたとき
- (2) 受領した助成金を申請対象外経費に使用した場合
- (3) 交付決定額を上回る繰越金が生じた場合
- (4) その他、この助成金の目的に反すると市社協が認めた場合

10. その他

その他、この要綱に定めない事項は、市社協において決めるものとする。

付則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。